

改正案	現行
(定義) 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 (略) 二 児童自立生活援助事業所 法第六条の三第一項による事業を行う住居をいう。 三 (略) (負担金の額等) 第三条 実施権者等は、法第二十二条、第二十三条若しくは第二十三条の六の実施をしたとき、又は第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項の措置をとつたときは、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦。以下同じ。）単位に、別表第一又は別表第二の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（児童自立生活援助事業所の入所等児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によつて定まる徴収金基準額（以下「基準額」という。）により算定して負担金の額を決定しなければならない。ただし、措置児童等について別表第三の規定による措置児童等に係る算定額が、その基準額に満たないときは、当該算定額をもつて負担金の額とする。 2・3 (略) (負担金額の再調査) 第五条 実施権者等は、法第二十二条、第二十三条若しくは第二十三条の六により実施され、又は第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項により措置され現に児童福祉施設（児童自立生活援助事業所及びファミリーホームを含む。）に入所している者の負担金の額の適合の調査を毎年六月までに行わなければならない。ただし、特に必要と認める理由があるときは適宜にこれを行うことができる。	(定義) 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 (略) 二 自立援助ホーム 法第六条の三第一項による事業を行う住居をいう。 三 (略) (負担金の額等) 第三条 実施権者等は、法第二十二条、第二十三条若しくは第二十三条の六の実施をしたとき、又は第二十七条第二項第三号若しくは同条第二項の措置をとつたときは、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦。以下同じ。）単位に、別表第一又は別表第二の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によつて定まる徴収金基準額（以下「基準額」という。）により算定して負担金の額を決定しなければならない。ただし、措置児童等について別表第三の規定による措置児童等に係る算定額が、その基準額に満たないときは、当該算定額をもつて負担金の額とする。 2・3 (略) (負担金額の再調査) 第五条 実施権者等は、法第二十二条、第二十三条若しくは第二十三条の六により実施され、又は第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項により措置され現に児童福祉施設（自立援助ホーム及びファミリーホームを含む。）に入所している者の負担金の額の適合の調査を毎年六月までに行わなければならない。ただし、特に必要と認める理由があるときは適宜にこれを行うことができる。

福岡県児童福祉関係費用徴収規則（昭和51年福岡県規則第56号）新旧対照表

改 正 案	現 行
入所児童の人数－１）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収若しくは日割りである場合又は児童自立支援施設通所部若しくは児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費又は法第24条の2に規定する障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（<u>令和5年6月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知</u>）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。 5～7 （略）	入所児童の人数－１）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収若しくは日割りである場合又は児童自立支援施設通所部若しくは児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費又は法第24条の2に規定する障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（<u>平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知</u>）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。 5～7 （略）

改 正 案		現 行	
別表第2（第3条関係） 児童入所施設徴収金基準額表		別表第2（第3条関係） 児童入所施設徴収金基準額表	
各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 (入所に限る)	各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 (入所に限る)
階層区分	定 義	階層区分	徴収金基準額（月額）
A～ D ₁₅	(略)	A～ D ₁₅	(略)
備 考	1・2 (略)	1・2 (略)	3 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。
	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付の受給者（ <u>同法第5条第6項、第7項及び第12項に係るものに限り、令和7年10月1日以降については同法第5条第6項、第7項及び第12項から第15項までのサービスに係るものに限る。</u> ）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」……次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
	ア～エ (略)	ア～エ (略)	(4) (略)
	4・5 (略)	4・5 (略)	

改 正 案		現 行	
別表第3（第3条関係）		別表第3（第3条関係）	
施設	措置児童等に係る算定額	施設	措置児童等に係る算定額
児童養護施設、児童自立支援施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、母子生活支援施設、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 、ファミリーホーム又は里親	（次の算式によつて得られる額） 措置児童等についての当該施設の事務費の月額 保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護 処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加 算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算 費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評 価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、隆灰 除去費、保育機能強化加算費、一時保護実施特 別加算費及び <u>子ども家庭ソーシャルワーカー取 得促進事業加算費</u> の単価を除く。以下同じ。） ＋事業費の各費目（里親手当を除く。以下同 じ。）のその月の当該措置児童等につき支弁し た額の合算額 ただし、措置児童等の在籍日数が1か月未満で ある場合は、「（措置児童等についての当該施 設の事務費の月額保護単価＋事業費の各費目の うち月額保護単価により支弁した額の合算額） ÷その月の日数」×その月の措置児童等在籍日 数＋月額保護単価により支弁した費目以外の事 業費の支弁した額の合算額	児童養護施設、児童自立支援施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、母子生活支援施設、 <u>自立援助ホーム</u> 、ファミリーホーム又は里親	（次の算式によつて得られる額） 措置児童等についての当該施設の事務費の月額 保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護 処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加 算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算 費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評 価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、隆灰 除去費、保育機能強化加算費、一時保護実施特 別加算費の単価を除く。以下同じ。） ＋事業費の各費目（里親手当を除く。以下同 じ。）のその月の当該措置児童等につき支弁し た額の合算額 ただし、措置児童等の在籍日数が1か月未満で ある場合は、「（措置児童等についての当該施 設の事務費の月額保護単価＋事業費の各費目の うち月額保護単価により支弁した額の合算額） ÷その月の日数」×その月の措置児童等在籍日 数＋月額保護単価により支弁した費目以外の事 業費の支弁した額の合算額
(略)		(略)	